3　この節では、非静止衛星による固定衛星業務システムの静止衛星による放送衛星業務システムに対する干渉の計算にのみ ITU-R 勧告 BO.1443 の附属書の基準パターンを用いること。

改　　決議第 81（WRC-15、改）　衛星通信網の真正性手続の評価

世界無線通信会議（2015 年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　WRC-97 が、1997 年 11 月 22 日から発効する衛星通信業務に適用される真正性手続を定めた決議第 49（WRC-97）を採択したこと。

b)　全権委員会議が、衛星通信網の真正性手続の評価に関する決議第 85（1998 年ミネアポリス）を採択したこと。

c)　決議第 85（1998 年ミネアポリス）が、決議第 49（WRC-97）に従って、無線通信局長に WRC-2000 に対して真正性手続の実効性を通知するよう指示していること。

d)　決議第 85（1998 年ミネアポリス）が、WRC-2000 にて真正性の実施の結果を評価し、次回の 2002 年の全権委員会議にこの件に関する結論を報告することを決議していること。

e)　幾つかの衛星通信網に適用される真正性に関する無線通信局長の報告

f)　真正性を強化するため、及び財政的真正性手続を採用するためこの会議に提出された提案

以下に留意し、

a)　無線通信局が、規定を適用する、並びに情報を収集及び発表するためにいかなる手続上の困難も経験しなかったこと。

b)　無線通信局が、36 の衛星通信網に関して提出情報を取り消し、それに応じて関連する特別な節を発表するため、決議第 49（WRC-97）の決議事項６に従って措置を講じたこと。

c)　こうした取消しについては、決議第 51（WRC-97）の決議事項１及び２並びに第 11.44 号に従って運用を開始するまでの最大期間（９年）が経過しており、ゆえに提出情報はいずれにしても取り消されるものであったこと。

d)（衛星通信網の本来の運用開始日により）真正性情報を提供するよう要請された場合、主管庁が一般的に、可能であれば、運用開始の規制上の期間の延長を無線通信規則で認められた最大限度まで延長することを求めたこと。

e)　従って、真正性の有効性は、少なくとも 2003 年 11 月 21 日までは完全には明らかにならない可能性があること。

以下を認識し、

真正性が、実際に使用されない軌道及びスペクトラム容量の保留の問題にまだいかなる影響も与えていないこと。

以下を決議する。

1　WRC-97 により採択された真正性手続の応用にはさらなる経験が必要であり、この手続が満足行く結果を生み出すには数年を要する可能性があること。

2　他の手続がある中で、財政的真正性手続の採択を検討するのは早計であること。

追　　決議第 99（WRC-15）　2015 年世界無線通信会議により改正された無線通信規則の特定条項の暫定的適用並びに特定決議及び勧告の破棄

世界無線通信会議（2015 年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　その所掌に応じ、本会議が無線通信規則（RR）の一部改正を行い、それが 2017 年１月１日に発効すること。

b)　本会議で改正された条項の幾つかは、この期日の前に暫定的に適用される必要があること。

c)　一般的には、新規及び改正された決議及び勧告は、最終会議文書が署名された時点で発効すること。

d)　一般的には、世界無線通信会議が削除すると決定した決議及び勧告は、最終会議文書が署名された時点で破棄されること。

以下を決議し、

本会議により改正又は制定された無線通信規則の以下の条項は、2015 年 11 月 28 日に暫定的に適用開始すること。

周波数分配表　5091-5150 MHz、
第 5.444 号、
第 5.444A 号、
第 5.444B 号及び
付録第７号の第７附属書表 10

以下を更に決議する。

2015 年 11 月 28 日に以下の決議を破棄すること。

決議第 11（WRC-12）	決議第 648（WRC-12）
決議第 51（WRC-2000、改）	決議第 649（WRC-12）
決議第 58（WRC-2000）	決議第 650（WRC-12）
決議第 67（WRC-12）	決議第 651（WRC-12）
決議第 73（WRC-2000、改）	決議第 652（WRC-12）
決議第 98（WRC-12）	決議第 653（WRC-12）
決議第 142（WRC-03）	決議第 654（WRC-12）
決議第 151（WRC-12）	決議第 755（WRC-12）
決議第 152（WRC-12）	決議第 756（WRC-12）
決議第 153（WRC-12）	決議第 757（WRC-12）
決議第 232（WRC-12）	決議第 758（WRC-12）
決議第 233（WRC-12）	決議第 806（WRC-07）
決議第 234（WRC-12）	決議第 807（WRC-12）
決議第 358（WRC-12、改）	決議第 808（WRC-12）
決議第 423（WRC-12）	決議第 900（WRC-03）
決議第 547（WRC-07、改）	決議第 909（WRC-12）
決議第 644（WRC-12、改）	決議第 957（WRC-12）

改　　決議第114（WRC-15、改）　5091-5150MHzの周波数帯における航空無線航行業務と固定衛星業務（地球から宇宙）（移動衛星業務における非静止衛星による移動衛星システムのフィーダリンクに限る。）との間の共用

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　航空無線航行業務に対する5000-5250MHzの周波数帯の現在の分配

b)　上記の周波数帯における航空無線航行業務及び固定衛星業務（地球から宇宙）（移動衛星業務（MSS）における非静止衛星（non-GSO）システムのフィーダリンクに限る。）の双方に対する要件

以下を認め、

a)　第5.444号の規定に基づくマイクロ波着陸システム（MLS）及び5030-5091MHzの周波数帯における航空無線航行業務の他の国際標準システムに対して優先性を与えなければならないこと。

b)　国際民間航空に関する国際民間航空機関（ICAO）の条約第10附属書の規定に基づき、MLSの要件が5030-5091MHzの周波数帯において満たされない場合、5091-5150MHzの周波数帯をMLSに使用する必要があり得ること。

c)　MSSにおけるnon-GSOシステムのフィーダリンクを提供する固定衛星業務は、5091-5150MHzの周波数帯を継続的に使用することが必要となること。